

○国立大学法人秋田大学法人文書開示・不開示審査基準

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 139 号)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号。以下「法」という。)に基づき、秋田大学(以下「大学」という。)に法人文書の開示請求があったときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示する。

(1) 個人情報(法第 5 条第 1 号関係)

個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)から、特定個人を識別することが可能なもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定個人を識別することができないが、当該情報を公にすることによって個人の権利利益(名誉、感情などを含む。)を害するおそれがあるもの。ただし、個人情報であっても、次に掲げる情報は開示する。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が独立行政法人等の職員であり、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該職員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(1)の 2 行政機関等匿名加工情報等(法第 5 条第 1 号の 2 関係)

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 60 条第 3 項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第 4 項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第 1 項に規定する保有個人情報から削除した同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する記述等若しくは同条第 2 項に規定する個人識別符号

(2) 法人等情報(法第 5 条第 2 号関係)

法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示する。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 大学の要請を受けて、公にしないという条件で任意に提供されたもので、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの、また、その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 審議検討等情報(法第5条第3号関係)

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、次に掲げるおそれのあるもの

イ 公にすることにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ

ロ 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ

ハ 特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ

(4) 事務・事業支障情報等(法第5条第4号関係)

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの

(1) 国の安全等に関する情報(法第5条第4号イ)

国の安全が害されるおそれ、他国や国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は、他国や国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

(2) 公共の安全等に関する情報(法第5条第4号ロ)

犯罪の予防、鎮圧、捜査、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

(3) 事務・事業支障情報(法第5条第4号ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)

イ 監査、検査、取締り、試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ、又は違法・不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国又は地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、
その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

附 則

この審査基準は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 30 年 3 月 19 日一部改正)

この審査基準は、平成 30 年 3 月 19 日から実施し、平成 30 年 2 月 28 日から適用する。

附 則(令和 4 年 3 月 25 日一部改正)

この審査基準は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。